



対象者（被保険者）

現在の老人保健制度は、平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」に変わります。これに伴い、被保険者となる75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上の方については、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入することになります。

自己負担額

75歳以上（65歳から74歳の方で一定の障害がある方を含む）の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

医療機関窓口での保険料

75歳以上（65歳から74歳の方で一定の障害がある方を含む）の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります

現在の老人保健制度は、平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」に変わります。これに伴い、被保険者となる75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上の方については、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入することになります。

対象者（被保険者）

75歳以上（65歳から74歳の方で一定の障害がある方を含む）の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

自己負担額

75歳以上（65歳から74歳の方で一定の障害がある方を含む）の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

見直しされます。
条例で定められ、2年ごとに見直しされます。

保険料の納付方法

宮城県の保険料率は、所得割率7・14パーセント、均等割額3,876円となります。

老人保健制度で障害認定を受けている方へ

65歳から74歳の方で、一定の障害があり、現在老人保健制度の受給者となっている方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を負担していくことになります。



保険料率は広域連合ごとに
必要となる医療給付費をまかなえるよう、その1割を被保険者全員で負担することになります。

保険料率は広域連合ごとに
必要となる医療給付費をまかなえるよう、その1割を被保険者全員で負担することになります。

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせは

宮城県後期高齢者医療広域連合
☎ 022-266-1026
FAX 022-266-1031
ホームページ
<http://www.miyagi-kouiki.jp>
南三陸町民税務課 医療給付係
☎ 46-1373

被保険者証の送付について

被保険者証は使えなくなりますので、各保険者へ返還してください。
詳しくは、国民健康保険に入している方は国民健康保険担当課に、健康保険組合などの被用者保険に入している方は各保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度独自の被保険者証が、被保険者一人ひとりに1枚交付されます。

平成20年3月末までに、郵送によりお手元に届きます。

今まで使用していた国民健康保険や健康保険組合などの被保険者証は使えなくなりますので、各保険者へ返還してください。

詳しくは、国民健康保険担当課に、健康保険組合などの被用者保険に入している方は各保険者にお問い合わせください。



乳幼児医療の軽減対象が拡大

乳幼児の自己負担割合が軽減（2割）となる対象年齢が、平成20年4月から小学校就学前までに拡大されます。

後期高齢者医療広域連合から口座振込で支給されることになります。これに準じ、年齢に関わらず、すべての国保加入者の死亡に係る葬祭費は、出産育児一時金についても同様です。

その他の制度

災害により資産などに重大な損害を受けたときなどは、医療機関窓口で支払う一部負担金の减免及び徴収猶予の制度があります。また、国保から出産育児一時金の給付を受けられる世帯主が、医療機関等の同意を得て、出産に係る費用の支払いに出産一時金を充てる制度があります。

それぞれの制度に対象者としての該当要件がありますので、国保加入者で利用したい

対象年齢が74歳までとなつている退職者医療は、制度の改正により、平成20年4月から対象年齢が64歳までに引き下げられます。
退職者保険証をお持ちの方で、次に該当する方は平成20年4月1日から一般保険証に変わります。

・退職者本人が平成20年4月1日現在で65歳以上の方とその退職扶養者・退職扶養者の方で平成20年4月1日現在65歳以上の方

該当する方には3月末までに、世帯主あてに送付します。

※70歳から74歳までの窓口負担が平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。これは、昨年の制度改正では、70歳から74歳までの窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直すとされています。

21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。これは、昨年の制度改正では、70歳から74歳までの窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直すとされています。

葬祭費等は口座振込で支給します

方は、町民税務課医療給付係にご相談ください。

退職者保険証・高齢受給者証の再交付

対象年齢が74歳までとなつている退職者医療は、制度の改正により、平成20年4月から対象年齢が64歳までに引き下げられます。

退職者保険証をお持ちの方で、次に該当する方は平成20年4月1日から一般保険証に変わります。

・退職者本人が平成20年4月1日現在で65歳以上の方とその退職扶養者・退職扶養者の方で平成20年4月1日現在65歳以上の方

該当する方には3月末までに、世帯主あてに送付します。

※70歳から74歳までの窓口負担が平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。これは、昨年の制度改正では、70歳から74歳までの窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直すとされています。

21年3月までの1年間、1割に据え置かれます。これは、昨年の制度改正では、70歳から74歳までの窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直すとされています。

平成20年度から特定健診・特定保健指導を実施します

これまで町が老人保健法に基づいて実施してきた「基本健康診査」は、法の改正により平成20年度から、それぞれの医療保険者（市町村国保・健保組合・国保組合・政府管掌健康保険・共済組合など）が実施主体となる「特定健診・特定保健指導」に変わります。

これに伴い、有効期限が平成20年3月31日の高齢受給者証をお持ちの方には、3月末までにご本人宛で送付いたしますのでご確認ください。

これまで町が老人保健法に基づいて実施することになります。

※現在行っている基本健康診査に近い形で実施予定

特定健診は、従来の健診項目に

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備軍の減少を目的とした腹囲測定など、新たな検査項目が追加された健診です。

また、特定保健指導は、健診結果のレベルにあわせた保健指導で、生活習慣の改善を支援します。該当する皆さんには改めてお知らせしますので、受診されるようお願いします。

